◎議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条 例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第5、議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

南町民課長。

〇町民課長(南光男君) 議案第4号でございます。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年12月5日提出。白老町長。

附則でございます。

- 1 この条例は平成27年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児 一時金の額については、なお従前の例による。

続きまして2ページをお開きください。提案説明でございます。出産育児一時金等の見直しに 伴い健康保険法施行令等の一部が改正されたことから本町の国民健康保険加入者についても同様 の措置を講じるため本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例

白老町国民健康保険条例(昭和34年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一 時金の額については、なお従前の例による。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前 改正後

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。 2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。この出産一時金については 42 万円という金額は変わらないのですが一時金として 39 万円が 40 万 4,000 円になったということで、あとは町長認可によってその不足分というか 42 万円になるわけですけれども、前回のこの 3 万円というのは町長の許可ということは出しているところと出していないところがあると思うのです。その 3 万円は何の分だったのか。私ちょっと記憶になくて、何かの分だったと思うのですけどこれが結局は少なくなるという意味なのですけれどもその辺の解釈をどうすればいいのかお伺いしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 南町民課長。

〇町民課長(南光男君) 出産一時金につきましては今回出産一時金の金額と産科医療補償制度の加算額が見直されたものでございまして支給額は 42 万円で変わりません。それで出産一時金については1万6,000 円ほどの増額なっていますけれどもそのほかに産科医療補償制度というのがありまして、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合の加算額で健康保険施行令 36条に基づいて3万円を超えない範囲内で保険料が定めるとなっております。それで今回掛け金の見直しがありまして3万円から1万6,000円に引き下げるということになりました。それに基づいて加算額は1万6,000円を基準とすることで施行令が改正されたものでございます。保険者が定める金額ということで産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合はもちろん出産された方に1万6,000円が請求されますのでそれを保険給付として支払うどういうことでございます。以上でございます。

O議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

〇2番(吉田和子君) 2番、吉田です。そいうことは産科医療保障制度加入医療機関以外の個人病院だとか加入していないところでお産した場合にはこの1万6,000円は認められないけれども、出産の一時金としては多くもらえるようになるといういい改正なのですか。そういうこと

だけ確認したいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 南町民課長。
- **〇町民課長(南光男君)** 現状で産科医療補償制度加入医療機関というのはさほどないかと思ってございます。それで実質的には 42 万円の支給になると思いますけれども、議員おっしゃるとおりに参加していない医療機関で出産した場合は 39 万万円から 40 万 4,000 円ということになりますので有利という形にはなります。でも現状的には大体加入されていますので 42 万円ということになっております。以上でございます。
- **〇議長(山本浩平君)** ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。